

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 5月 27日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市東淀川区柴島2丁目2番20号	
氏名 株式会社 大阪血清微生物研究所	
代表取締役 竹林 祐希	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6322-4531	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 大阪血清微生物研究所
事業場の所在地	大阪市東淀川区柴島2丁目2番20号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：衛生検査所
②事業の規模	生化学、微生物、血液、寄生虫、血清を検査項目とする、衛生検査所
③従業員数	182名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙どおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	79 t	t
	（これまでに実施した取組） ・滅菌処理を実施し、排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	82 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き、滅菌処理を実施し、排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	79 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	82 t	t
①現状	（これまでに実施した取組） ・高圧蒸気滅菌器で滅菌し、産業廃棄物として処理		
②計画	（今後実施する予定の取組） ・引き続き、高圧蒸気滅菌器で滅菌し、産業廃棄物として処理		

(第4面－1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	全 処 理 委 託 量	— t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・産業廃棄物として処理委託するため、特別管理産業廃棄物として処理委託していない。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	全 処 理 委 託 量	— t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・引き続き産業廃棄物として処理委託するため、特別管理産業廃棄物としては、 処理委託しない。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和 5年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		79 t	
(今後実施する予定の取組) ・引き続き電子マニフェストを導入し、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。			
※事務処理欄			

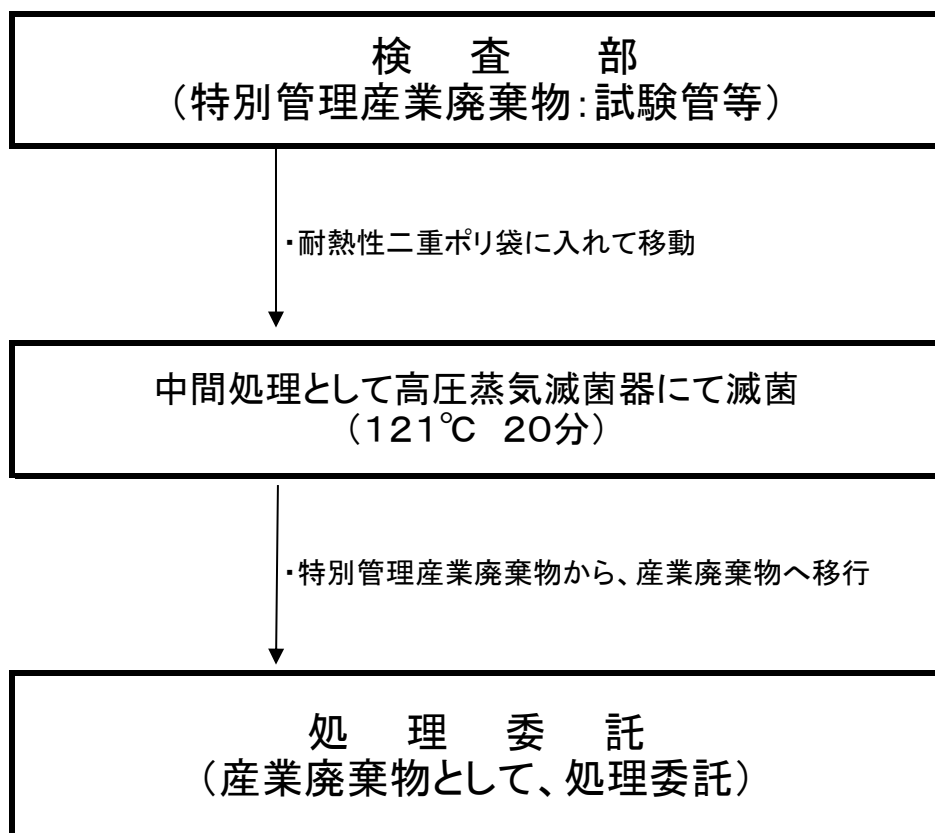
(第6面)

備考

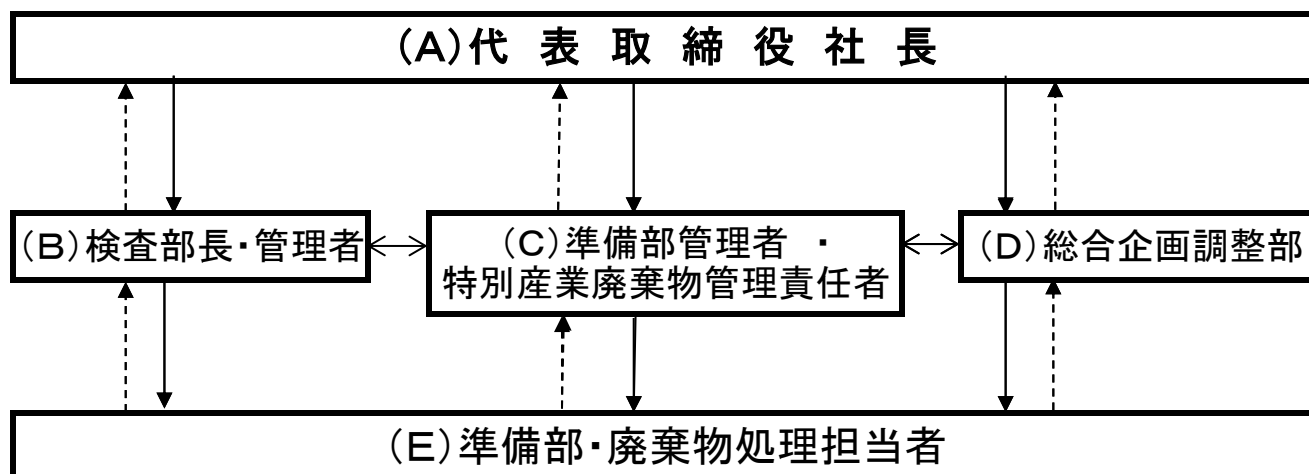
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 8
 - 9 ※欄は記入しないこと。

・特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



(管理体制図)



—————→ 指 示

- - - - -→ 報 告

←—————→ 相 互 連 絡

(各部署の役割)

組織	役 割
(A)代表取締役社長	・事故発生時の危険性の判断 ・産業廃棄物の関連各部署の定期的視察 ・行政に対する報告等 ・上記について必要に応じてB、C、Dに指示
(B)検査部長・管理者	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの統括的把握管理 ・各部署間の調整及び指示 ・必要に応じてAに報告、Cに連絡、Eに指示
(C)準備部管理者・特別産業廃棄物管理責任者	・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・廃棄物の減量化及び適正管理について検討及びその実施 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・処理施設(事業場内)の定期的査察 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・必要に応じてAに報告、B、Dに連絡、Eに指示
(D)総合企画調整部	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・必要に応じてAに報告、Cに連絡、Eに指示
(E)準備部・廃棄物処理担当者	・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・各施設の維持管理点検等 ・必要に応じてB、C、Dに報告